

小金井市省エネチャレンジ Q&A

Q 一人暮らしでも参加できますか？

A 昨年５月以降同じ住所にお住まいであれば参加できます。

Q 二世帯住宅ですが、それぞれの世帯で参加できますか？

A 世帯ごとで別々に契約（検針票もしくは住所・氏名・使用期間・使用量が記載されたものが別々に発行）されていれば、それぞれの世帯で参加できます。

Q 昨年５月以降同じ住所に住んでいますが、家を建て替えました。

A 昨年と今年のチャレンジ月（６月～１１月の間の連続する２か月）において、同一住所の検針票もしくは住所・氏名・使用期間・使用量が記載されたものがあれば参加できます。

Q オール電化の家ですが参加できますか。

A 電気のためのチャレンジとなりますが、参加できます。

Q 参加申込者は誰でも構わないですか。

A 可能な限り、電気及びガスの契約者（検針票等に記載されるお名前の方）でお願いします。疑義が生じた場合には、都度確認させていただきます。

Q 参加申込書をメールで送ることは可能ですか。

A セキュリティ上、添付ファイルの付いたメールを開くことができません。市役所窓口、FAXまたはホームページの応募専用フォームにてお申し込みください。

Q 参加申込書を郵送で送ることは可能ですか。

A 受付が先着順のため、市役所窓口、FAXまたはホームページの応募専用フォームのみの受付とさせていただきます。

※チャレンジ後の「報告書」の提出は、郵送でも構いません。

Q 申し込み結果は、どのようにわかりますか。

A 申し込まれた方には、「省エネチャレンジ登録通知書」を文書で適宜送付いたします。

Q 検針票が家に送られてきません。

A 今はペーパーレスの時代なので、契約会社や契約内容によっては紙の検針票が送られてこない場合があります。その際は、ホームページ等でご確認いただき、対象ページ等を印刷して報告書と一緒にご提出ください。ただし、住所・氏名・使用期間・使用量が明確に写っていることが条件となります。

Q 去年の検針票がありません。

A 今年の検針票に昨年同月の使用量が参考に載っている場合があります。載っていない場合には、ホームページ等で確認するか、契約会社に問い合わせてみてください。

Q 検針票の請求月と使用月がずれていますが。

A 使用期間に6月～11月の日付が入っている、もしくは請求月が6月分～11月分であれば大丈夫です。

Q 今年から電気とガスの契約を同一会社に変更（契約会社の変更）していますが、それでも大丈夫ですか。

A 去年の検針票もしくは住所・氏名・使用期間・使用量が記載されている用紙が用意できれば大丈夫です。

Q 2か月のうち、いずれかで使用量が昨年より多くなってしまった場合、チャレンジ対象から外れてしまいますか。

A 2か月の合計で見ますので、その合計が昨年より少なければポイントを獲得できますし、たとえ昨年より多かったとしても、報告書を提出していただければ1ポイント獲得となりますので、チャレンジ対象から外れることはありません。

Q 電気もガスも昨年より使用量が増えてしまいました。報告書は提出しなくても構わないでしょうか。

A 報告書を提出していただいただけでも1ポイント獲得することができ、記念品贈呈対象となります。せっかく取り組んでいただきましたので、その結果を報告していただけるとうれしいです。

Q 契約会社と料金のみを通知する契約を結んでいるため、使用量がわかりません。それでも、参加できますか。

A 料金体系が変わることもあり、料金だけでは使用量の増減を比較することが困難です。使用量の確認方法がないか、契約会社に問い合わせしてみてください。

Q 削減率の算定方法は？

A 1日当たりの使用量は少数第3位を切り捨て、少数第2位までの数値を用いて算出します。最後は小数点以下を四捨五入し、整数で表した数値を削減率として確定します。

Q 記念品の引き換えに期限はありますか。

A 報告書の集計後、「ポイント獲得数決定通知書兼記念品引換券」を送付します。その中に引換期間を記載していますので、期間内に同用紙をご持参の上、市役所環境政策課窓口までお越しください。